

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年3月1日時点

～2023年3月31日

2023年4月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）  
実施 平成23年5月10日

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）  
実施 平成23年5月10日

附 則（令和2年5月29日 D P Sサ第00654529号）  
（経過措置）

附 則（令和2年5月29日 D P Sサ第00654529号）  
（経過措置）

4 この改正規定実施前に、旧約款により締結された契約に係る次に掲げる事項については、この附則の2の表の右欄の契約において、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、旧約款により締結された契約に係る次に掲げる事項については、この附則の2の表の右欄の契約において、なお従前のとおりとします。

ただし、この附則の2の表の右欄の契約において、種類等の変更等があった場合は、この限りではありません。

ただし、この附則の2の表の右欄の契約において、種類等の変更等があった場合は、この限りではありません。

(1)～(5) (略)

(1)～(5) (略)

(6) [Universal Oneサービス契約約款（第7編）に規定するGroup-Etherサービスに係る電気通信設備との間の通信](#)

(6) ~~削除~~

(7) (略)

(7) (略)

附 則（令和2年12月23日 D P Sサ第00726925号）  
（経過措置）

附 則（令和2年12月23日 D P Sサ第00726925号）  
（経過措置）

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるUniversal Oneサービス等については、当分の間、次に定めるところによりその提供を継続します。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるUniversal Oneサービス等については、当分の間、次に定めるところによりその提供を継続します。

(1) Universal Oneサービスは、次のサービスを対象とします。

(1) Universal Oneサービスは、次のサービスを対象とします。

対象プラン等	内 容
(略)	(略)
備考	レイヤー3 <a href="#">及びレイヤー2の双方</a> において対象とします。

対象プラン等	内 容
(略)	(略)
備考	レイヤー3において対象とします。

(2) (略)

(2) (略)

(3) [Group-Etherサービスは、次のサービスを対象とします。](#)

(3) ~~削除~~

対象プラン等	内 容
<a href="#">クラス2</a>	<a href="#">Universal Oneサービス契約約款（第7編）に基づいて提供するコース2と同じ光アクセス回線を利用するものであって、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（プラン2として提供していた</a>
<a href="#">タイプ1</a>	
<a href="#">コース1</a>	

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年3月1日時点	
～2023年3月31日	2023年4月1日～

<table border="1"> <tr> <td></td> <td><a href="#">ものに限ります。）からの移行に係るもの</a></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td><a href="#">カテゴリ-1及びカテゴリ-2の双方において対象とします。</a></td> </tr> </table> <p>(4)～(5) (略)</p>		<a href="#">ものに限ります。）からの移行に係るもの</a>	備考	<a href="#">カテゴリ-1及びカテゴリ-2の双方において対象とします。</a>	<p>(4)～(5) (略)</p>
	<a href="#">ものに限ります。）からの移行に係るもの</a>				
備考	<a href="#">カテゴリ-1及びカテゴリ-2の双方において対象とします。</a>				
<p>附 則（令和3年10月27日 D P S 第00841901号） （経過措置）</p> <p>2 <a href="#">この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているUniversal Oneサービス等であって、次に掲げるものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</a></p> <p>(1) <a href="#">Universal Oneサービス</a></p> <p>ア <a href="#">レイヤー2 ベストエフォートアクセス シングルセッション</a> <a href="#">（DSL回線に係る品目に限ります。）</a></p> <p>イ <a href="#">レイヤー2 ベストエフォートアクセス デュアルセッション</a></p> <p>(2) <a href="#">Group-Etherサービス</a></p> <p>3 <a href="#">前項の場合において、Universal Oneサービス等に係る契約者は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。</a></p> <p>(1) <a href="#">移転（同一の建物内の移転に限ります。）</a></p> <p>(2) <a href="#">氏名等の変更</a></p> <p>4 <a href="#">当社は、Universal Oneサービス等に係る契約者から前項の請求等があったときは、次の場合にかぎり、その請求等を承諾します。</a></p> <p>(1) <a href="#">変更後の電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。</a></p> <p>(2) <a href="#">その他当社の業務の遂行上支障がないとき。</a></p>	<p>附 則（令和3年10月27日 D P S 第00841901号） （経過措置）</p> <p>2 <a href="#">削除</a></p> <p>3 <a href="#">削除</a></p> <p>4 <a href="#">削除</a></p>				
	<p><a href="#">附 則（令和5年2月20日 C N S 1 第01019115号）</a> <a href="#">（実施期日）</a></p> <p>1 <a href="#">この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。</a> <a href="#">（経過措置）</a></p> <p>2 <a href="#">当社は、令和5年4月1日付で、次に掲げる附則について、それぞれ次のとおり削除</a></p>				

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年3月1日時点

～2023年3月31日 2023年4月1日～

	<p><u>等を行います。</u></p> <p><u>(1) D P Sサ第00654529号（令和2年5月29日）の附則の4(6)を削除。</u></p> <p><u>(2) D P Sサ第00726925号（令和2年12月23日）の附則の4(1)の表中、「備考 レイヤー3及びレイヤー2の双方において対象とします。」を「備考 レイヤー3において対象とします。」に変更。</u></p> <p><u>(3) 同附則の4(3)を削除。</u></p> <p><u>(4) D P Sサ第00841901号（令和3年10月27日）の附則の2、3及び4を削除。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>
--	--